

繪本孝經略解

塚中徹齋

全

特60

406

特60-406



1200500930586



繪本孝經略解序

孔安國

孝經者何也孝者人之高行經常也自有天地人民以來而

孝道著矣上有明王則大化滂流充塞六合若其無也則斯

道滅息下五反塞先北及善當吾先君孔子之世周失其柄諸侯力

爭道德既隱禮誼又廢至乃臣弑其君子弑其父亂逆無紀

莫之能止是以夫子每於閭居而歎述古之孝道也弑施志反

夫子敷先王之教於魯之洙泗門徒三千而達者七十有

二也貫首弟子顏回閔子騫冉伯牛仲弓性也至孝之自然

皆不待諭而寤者也其餘則悱憤憤若存若亡教音殊無反

唯曾參躬行匹夫之孝而未達

度音四反悱音芳匪音又反憤音下反音有二音同起

天子諸侯以下揚名顯親之事因侍坐而諮問焉故夫子告其誼於是曾子喟然知孝之為大也遂集而錄之名曰孝經與五經並行於世參所全反坐位反逮乎六國學校衰廢及秦始皇火書坑儒孝經由是絕而不傳也大計反又代下同至漢興建元之初河間王得而獻之凡十八章文字多誤博士頗以教授後魯共王使人壞夫子講堂於壁中石函得古文孝經二十一章載在竹牒其長尺有二寸字科斗形共音恭壞音怪牒音徒協反長直亮反魯三老孔子惠抱詣京師獻之天子天子使金馬門待詔學士與博士羣儒從隸字寫之還子惠一通以一通賜所幸侍中霍光光甚好之言為口實呼報時王公貴人咸神祕焉比於禁方天下競欲求學莫能得者每使

者至魯輒以人事請索或好事者募以錢帛用相問遺魯吏有至帝都者無不齎持以為行路之資故古文孝經初出於孔子使也遺反唯李反而今文十八章諸儒各任意巧說分為數家之誼淺學者以當六經其大車載不勝反云孔氏無古文孝經欲矇時人度其為說誣亦甚矣數音色主反勝音升吾愍其如此發憤精思為之訓傳悉載本文萬有餘言宋以發經墨以起傳庶後學者覩正誼之有在也思反下皆反傳直今中祕書皆以魯三老所獻古文為正河間王所上雖多誤然以先出之故諸國往往有之漢先帝發詔稱其辭者皆言傳曰其實今文孝經也上反時昔吾逮從伏生論古文尚書誼時學士會云出叔孫氏之門自道知孝經有師法其說移風易

俗莫善於樂謂為天子用樂省萬邦之風以知其盛衰則移
之以貞盛之教淫則移之以貞固之風皆以樂聲知之知則
移之故云移風易俗莫善於樂也息反又師曠云吾驟歌南
風多死聲楚必無功即其類也且曰庶民之愚安能識音而
可以樂移之乎任反當時衆人僉以為善吾嫌其說迂然無
以難之後推尋其意殊不得爾也且難反子游為武城宰作絃
歌以化民武城之下邑而猶化之以樂故傳曰夫樂以關山
川之風以曜德於廣遠風德以廣之風物以聽之脩詩以詠
之脩禮以節之又曰用之邦國焉用之鄉人焉此非唯天子
用樂明矣夫音扶下同風德反夫雲集而龍興虎嘯而風起物
之相感有自然者不可謂毋也胡笳吟動馬蹀而悲黃老之

彈嬰兒起舞庶民之愚愈於胡馬與嬰兒也何為不可以樂
化之徒音無經又云敬其父則子說敬其君則臣說而說
者以為各自敬其為君父之道臣子乃說也余謂不然君雖
不君臣不可以不臣父雖不父子不可以不子若君父不敬
其為君父之道則臣子便可以怨之邪此說不通矣吾為傳
皆弗之從焉也悅子說臣說乃說竝音

繪本孝經略解

開宗明誼章第一

子曰參先王有至德要道以訓天下

民用和睦上下亡怨女知之乎

曾子辟席曰參不

敏何足以知之乎

子曰夫孝

德之本也教之所繇生也復坐吾語汝

身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始



大成至聖文宣王

曾子

此章の孝の源を開き且つ仲尼問居曾子侍

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

子曰參先王有至德要道以訓天下

史進全身に九ツ乃
龍を入墨也



立身行道揚名於後世以

顯父母孝之終也身の品行

を行ふひ名を後の世に揚げ父母の名をも顯に克ふは是孝行の終り也克ふをるものといふ

夫孝始於事親中於事君

終於立身夫れ孝は幼雅より親事へ中年より主君事つの一

を立るに終るとい天下小功を顯し又德行を施したるもふやうにとあり 大雅

云亡念爾祖聿脩其德詩經

雅の篇小出たり此言意ハ爾たち先祖代念ハざる者ハふるるべし念ふふんハつとめて徳を脩ま

天子章第一孝經ハみふ一ツあり此章ハ天子の孝道を説く

范蠡
功を振めて
扁舟をさす



子曰愛親者不敢惡於人

敬親者不敢慢於人

親然後德教加於百姓刑

於四海蓋天子之孝也

補人民とも親小事まづる道

人有慶兆民賴之

諸侯章第二

子曰居上不驕高而不危

制節謹度滿而不

溢所以長守貴也

溢所以長守富也

富貴不離其身然後

能保其社稷而和其民人

蓋諸侯之孝也

諸侯ハ一國の大名あり依

呂刑云一

呂國の刑小

云く上天子

八幡太郎義家

仁恵によつて降人

安部宗任心を改め

誠忠の臣とふりて



虞芮
畔を讓の
故事



八幡太郎義家
仁恵によつて降人
安部宗任心を改め
誠忠の臣とふりて

術の堅固ふれなり故に社稷安んじて万民和睦まこと蓋し諸候乃幸ひふりと故社

とハ土地の神より祀り五穀の神より詩故に領する土地則ち國家を云ふり詩

云戰戰兢兢如臨深淵如

履薄氷 詩經大雅小旻の章云云

云ふ深き淵に臨まざるは薄き氷を履むか

如く明君は常に仁恵のといさざるを思ひ

その徳の届らざるは恐るること此の詩のごとく

卿大夫章第四 卿大夫より大夫い

子曰非先王之法服不敢

服 御先代の正したる如く禮儀法式き

非先王之法言不敢道 古語

口ハ禍の本あり故に御先代の定めり

非先王之德行不敢行 御先

絶えられ徳にたざれば是故非法

不言非道不行口亡擇言

身亡擇行 口言身行ハ凡て人の教へど

言滿天下

亡口過行滿天下亡怨惡

三者

天下に悪くともまるくことなき法あり

唯 一 神 道



猿田彦の命



梶原景時運を
兩端に計り石橋山に
頼朝をたすけしに

備矣然後能保其祿位而
守其宗廟蓋卿大夫之孝

也前のことい言語衣服行狀等三ツのそ
なせる徳はれ先祖の廟堂を守りて

詩云夙夜匪緝以事

一人此詩の意ハ朝夕道小背々をて忠と
義とを尽し上一人に事ふるを旨と

士章第五士たる身事すの
孝とのふる章

子曰資於事父以事母其

愛同父に事ふるに尊敬を第一小をて
母も親おれ其愛ひ父とをふ

然れハ父同やうに資於事父以事

君其敬同君に仕ふるに礼儀を尽
すべし又尊敬を怠た

故母取其

愛而君取其敬兼之者父

也かくのこと故に母の愛と君
敬とを持つと云ふべきものなり

故以

孝事君則忠故に親に孝ふる人ハ君
にも忠を尽しといふ

以弟事長則順兄に順ふを弟と云
ふ其道を以て長者

忠順不失以事其

上然後能保其爵祿而守
其祭祀蓋士之孝也忠と順と
の心を亡

七福神

大國主の尊

少彦那の命

蛭子の命

市杵鳥姬の命



平の清盛
兵庫の築島のたけに
人柱を入んとて關を
すへてより猿人を捕
ふ人恐れ鬼時と称せ
しとぞ

さま上に事ふる人ハ其位ヒを祿とを保ちて先
祖のまつりをよくいたはんとおなり

詩云夙興夜寐亡_レ忝爾所

生_レ人々朝ハやく起き其身の家業をい_レく_レに
を第一とに然_レて身分身生_レ給ひ_レ

人々恥さとのこさ
へ_レの_レい_レとく

庶人章第六 平人の孝道をいふ

子曰因天之時 天下の農民ハ四季
の時候に違_レて其

農度を勤むるを第一とを諸職人工藝人古商賣ハ
その_レ_レい_レに_レあり

就地之利 林は_レあ_レひのよき田に_レハ_レ指_レを_レ種_レへ
又乾き_レる_レ地に_レハ_レ畑と_レふ_レ野

菜をつくり又山林に木きる等その時せつ急_レ
ぬ云ふ_レあり

謹身節用以養父母此庶

人之孝也 斯のごとくをつ_レめ_レ儉約

もの_レ伐_レ皆_レ孝_レ
うと云_レふ_レあり

孝平章第七 上より下まで孝道を

子曰故自天子以下至於

庶人孝亡終始而患不及

者未之有也 上天子より下_レ万民_レ小_レい

親に孝をつ_レ父たるものハ子_レを愛す_レ始_レ
終_レをよ_レくせ_レされ_レ咎_レあり患_レひ_レ身_レに及_レふ_レ一

三才章第八 孝道と三才に説給_レり
則ち天地人あり

建長元年
北條泰時
一寺を立
る建長寺
と號_レは



漢の董永ハ
父につ_レつ_レへて
孝_レく
天の恵_レによ
つて緜_レ三百匹
を得_レたりとか



曾子曰甚哉孝之大也曾子の孝の道は甚だ大なり

子曰夫孝天之經也孝は天の経なり

地之誼也民之行也地の誼は民の行なり

人々仁義忠孝弟信とて定まりたるはつねの道あり孝を本とす天に四時の氣候ありて万物を生ふ是れ自せんの道なり地は万物を養ふひとふりて爰の誼き小順ふり

天地之經而民是則之天地の経を則として道を行ふは君の上に位

君と父は天より臣と子は地より上下一般皆天地の經を則として道を行ふは君の上に位

之明因地之利以訓天下天の明を以て民に利益を施す

是以其教不肅而成其政

不嚴而治この故に教は成りて政は嚴めずして

先王見教之可以化

民万民を化す是故先之以

博愛而民莫遺其親是の故に聖人に

陳之以德誼而民興行又よ

正しく善志とふり先之先づ



入道高時横悪
によつて北條
九代にして
爰に成る



橋を知計
木をもつて
馬豆を浴に

以敬讓而民不爭

又人を敬まい人に譲るの

道をつく徳を尊とむ之より

道之以

禮樂而民和睦

之れを教ゆる礼の正しきを樂の和

よかきとを以てす然して人民た

示之以

好惡而民知禁

人に好むへ示し好惡の法とて好き

人にハ恩賞を以て思ひ人ハ刑罰を施すこの故にハ禁制を守りて悪心なく

詩云赫赫師尹民具爾瞻

詩經小雅節南山の篇に赫赫たる人なること凡そ上に立つ人ハ万民の望と善惡に拘り

下の善め毀れを受く師ハ太師を云ふ古ハ尹氏と云ふもの其政務の悪しきによつ

て人々怨む

孝治章第九

孝道を以て世を治せむるを述ふ

子曰昔者明王之以孝治

天下也

明王といはれて先代の聖王を云ふ明君ハ左のごとく孝道を

以て天下を治むるとなり

不敢遺小國之臣

而况於公侯伯子男乎

明君ハ

大小名の臣よりとむるを捨てて大名を賤せしめ賞罰を明らんに公侯伯子男ハ諸大

名の位ひより公の次ハ侯その次ハ伯その次ハ子其つぎハ男となす何れも國のりやうしむる

故得萬國之歡心以事其



丹河濱 陶を製す



前漢の丞相 丙吉牛の喘くを慮ふ

先王 明王天下を治むるに愛敬を以てに故に万国君臣ありかくの如きことを知りてこれを以て先祖の祭りをあつくに

治國者不 りてこれを以て先祖の祭りをあつくに

敢侮於鰥寡而况於士民 をたてくんを以て先祖の祭りをあつくに

乎 鰥ハやもを寡ハやもめ此の宛民さへ侮と捨てて恵給ふまして士及び民を

故得百姓之歡心 愛はるるふかきや

以事其先君 もつめせんえにつく

治家者不 ちりうつくし御先祖代々の御祭りをまつるに

敢失於臣妾之心而况於 あへてんしんしのころをいふるをいんや

妻子乎故得人之歡心以 いんしんをいふるをいんや

事其親 そのしんにつくはるは其是非を正し家臣婢女ハ家にて賤きもの

妻と子とハ貴と親と 妻と子とハ貴と親と其の賤き臣妾たも侮とくは況んや妻子を故に家

内中の喜みを得てよく其 内中の喜みを得てよく其

夫然故 親につくるとい申しなり

生則親安之祭則鬼享之 せいばんはちんをいふるをいんや

是以天下和平災害 かゝの如き由へに親在せるときハ其の幸に安んぶ死せるときハ能く其の祭りをうく孝心によつ

不生禍亂不作 せうぜんくわらんはくさくはく

故明王之以孝治天下也 やのいさをさまり災害とて水旱病疫なくまふ禍亂とて兵革盜ぞくもこもざるふりと

新田の四天王の

其一人

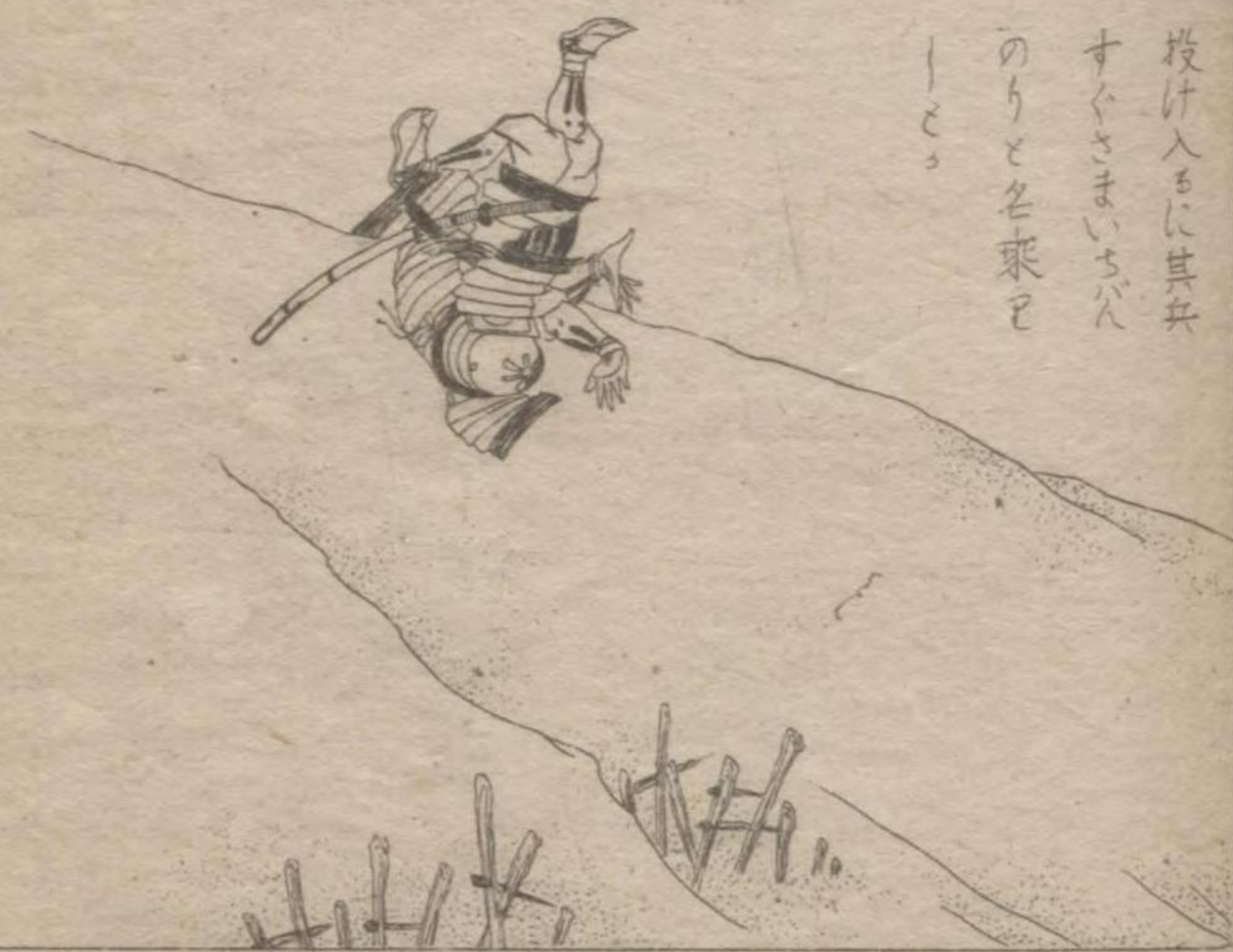
栗生左エ門

頼賢



天竜川を渡に味方の兵水にわたるかあつらんで敵城へ

投げ入るに其兵すくさまいぢはんのりと名乗る



如此明王の政事を取り扱 詩云有

覺德行四國頌之詩經大雅篇中にあり覺

ハ直ぐあり斯の如とく徳を施し行ひを致せハ四方の国々を帰服に

聖治章第十聖人天下を治め給ふことを説く章あり

曾子曰敢問聖人之徳亡

以加於孝乎曾子また問ひ給ふ聖人の徳も孝のこへにく

子曰天地之性人為

貴人之行莫大於孝孔子曰人の性とい氣一つを云ふなり其の性の中にて人をたつと一に其のをあふひに於ても孝を最り第一とい

孝莫大於嚴父嚴父莫大

於配天則周公其人也孝の父

尊とむより大いふるハな配にと合ふる義ふり父を尊とむとい天と配合して祭るも大なりと此莫大の義ハ終 昔者周公郊

祀后稷以配天郊祀ハ郊原に出て土を依りて冬至

宗祀文王於明堂以配上

帝明堂ハ天子の礼堂をいふ上帝り天の神

明堂より祭りをなるとき先代文王を配當され 是以四海之内各

是以四海之内各

是以四海之内各

是以四海之内各

是以四海之内各

君の仁恵によつて
鰥寡孤獨を撫育なり給ふ



梯也命依
かゝるも
芭蕉翁

以其職來助祭夫聖人之

德又何以加於孝乎

道の事を示したる故に天下の其の徳義に帰服して各々その職を持ち来り天子の祭

事をたけ聖人の御徳にて孝の徳の外に加へまはとのほりは是故親

生統之以養父母日嚴

と云ふ義あり此の世に父母その子を育み思はるるを子の父母を愛するの情起り日々これを尊つとふ

聖人因嚴以教

敬因親以教愛

敬の親きによつて愛の道

不肅而成其政不嚴而治

其所因者本也

の政りこときひかちつて治まること是人の性質に本つき因るがゆへなり

父母生績章第十一

子曰父子之道天性也

天性をり父の子をいつくし子ハ父を敬まは是れせんの出未なり

之誼也

君臣の誼これより始まる

績莫大焉君親臨之厚莫

源頼朝公
由井ノ濱ニテ
一十鶴ヲ
放ス



後三條院

月毎に
止丰を
拜給ふ



重焉

父母の子を育つるの恩慈愛の甚

これより大いなるは主君ハ親愛の

を以て下に臨む庶民を子と一思む其恩の

高きことこれより大いなるは

孝優劣章第十二 孝道に優り

子曰不愛其親而愛他人

者謂之悖德不敬其親而

敬他人者謂之悖禮

以訓則昏民亡則

不宅於善而皆在於凶德

雖得志君子弗從也

君子則不然

言思可道行

思可樂

礼の法にかなひ

人を出し行ひ

行ひ必々に

行ひ必々に

行ひ必々に



加茂の次良義綱の長男義弘父を諫て甲賀山の巖壁より此に落ちて死に



保元の成軍為朝強弓

よろこひ故に樂のり 徳誼可尊作事徳と誼は尊ぶるべき事なり

可法徳義を行なふて先代の爲されし道にそむるに故に尊とふ可し作事

容止可觀進退可度君子の容止は可觀なり進退は可度なり

以臨其民是以其民畏而正人これを見るときは敬ひたつとふ進退に

愛之則而象之民に向ふ時ハ民

故能成其徳教而行其政其の整齊嚴栗なるに思れ且つ其温厚なるに

令前のこと徳を積む教へをあつく

詩云淑人君子其儀不忒詩經國風篇中にある詞なり善人君子

紀孝行章第十三孝行を紀する章なり

子曰孝子之事親也孔子の

敬養則致其樂孝子たるもの

居則致其

平清盛

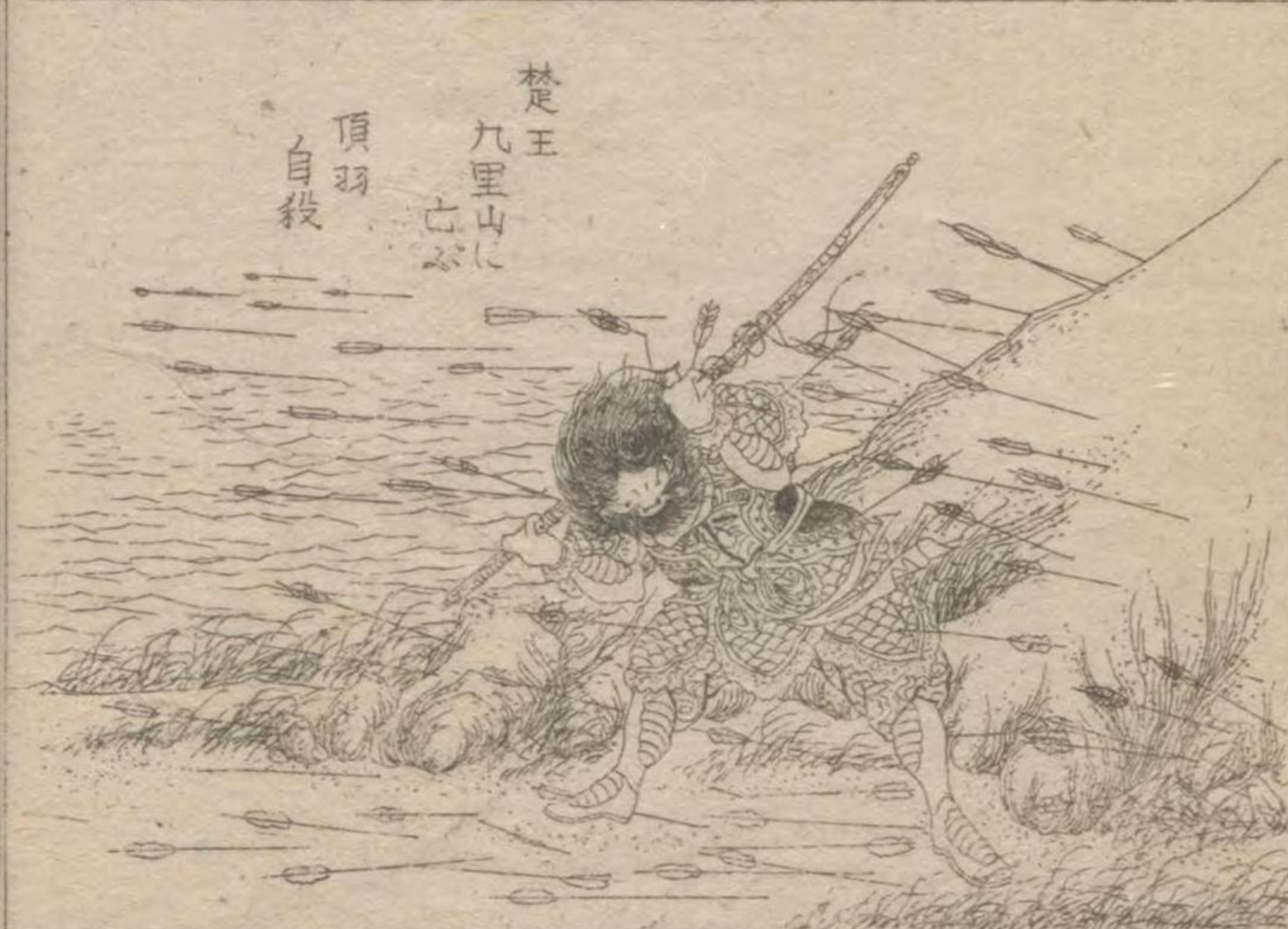
楚王 九里山に 亡ぶ

頂羽 自殺

平清盛 繁栄

敬養則致其樂

居則致其



居奉養に樂しきを尽し
父母を養ふに孝なり
疾則致其

憂
孝子ハ父母の疾あるとき其
心憂ひたるなり一方なるとなり
喪則

致其哀
親ナドに没して其悲痛をきか
め其の實歟埋葬を慎し人々

祭則致其嚴
三年の妻をいりてこれを祭るにも
父母の在る如く崇敬を致すなり

者備矣然後能事其親
前

事親者居
孝の全きものといふなり

上不驕爲下不亂在醜不

爭
争上に立つてたふふることなり下に居て法

居上而驕則亡爲下

而亂則刑在醜而争則兵

此三者

不除雖日用三牲之養繇

爲不孝也

此の三の病を除さざれば珍味栄曜の養ひは

五刑章第十四

子曰五刑之屬二十而畢

五つの刑罰をいふなり



北條高時
驕奢
田樂法師



行者武松
行者の像となり面の墨を
をかくて蜈蚣毒の賊を
刺る

莫大於不孝

五刑ハ墨劓判宮大辟なり墨といひたい

いれをきをなれ劓といひ鼻をそぐ判といひ足の筋をきり宮といひ男子の勢をきり婦人のくちをきり出さぬ大といひ死罪なり此のこと刑罪三十有り而して不孝ハ前迷る罪なり最も大なりとあるへ

要君者

亡上

臣として君にむつろき度を云ひしは是れ上を蔑ろにさるること

非聖人者亡法

又聖人の道徳を

非孝者亡親孝道をそしめるものハ親を此大亂

親孝道をそしめるものハ親を此大亂

之道也 君にむつろきを云ひしは聖人をそしり親をすつるに至れハ天

下大乱ナリ

廣要道章第十五

孝親禮樂愛敬ハ要の道

なりその要道を擧め説く章ナリ

子曰教民親愛莫善於孝

上たるもの孝を行なへ下なるものこれにならば父母の親愛に教へに化す

教民禮順莫善於弟

年長たる人を志し徳ある人をうやまへ下は上を禮義を重んじて順なる道

移風易俗莫善於

樂 世上の俗風をよるべきに移し易ふる樂にまさりて善きものハな

和氣の清麻呂

宗佐八幡の神託を偽りて罪科によつて道鏡を爲に五體の筋を断ち大隅の國へ逐流せしむ



凡弟相俎に

追譲して鳥を

射損に



人の用いし樂音なり音曲なるが由へに人々面白くならずひてお不へに善と
 うにおもむき進むが由
安上治民莫

善於禮 上を安穩にして人民よく治ま
 るものハ禮に越るものなり

示とハ尊卑高下の品定まり分限を
 まもりてみごりに致す外を承へるは

此のへむきは禮者敬而已矣 敬
 りて新ふを禮者敬而已矣

いむと云ふ心なり礼ハ人をうやまうの外
 なくよつて敬にとどまるといふなり

故敬其父則子説敬其兄
 敬をいすれば父を敬ふは子に
 敬をいすれば兄を敬ふは

則弟説敬其君則臣説
 敬をいすれば弟を敬ふは君に
 敬をいすれば臣を敬ふは

其父たる者を敬するとき其子たるもの
 の心説ふにたへに其兄をうやまへハその弟

よろこひその君をうやまへハ其敬一人
 の臣よろこひにたへにととなり

而十萬人説一人うやまふ時ハ十
 萬人の心を説くは一人に

こふたとへ一人にて少なくとも其子弟臣
 天下の人悉く其の中にありそのよろこひ

を得る
所敬者寡而説者衆

うやまふ所すくなうやまふ
 よろこぶもの甚だま

此之謂要
 要の要は要するの要

道 扇ぎのちまりを要といふも衆の
 道 扇ぎの場にくるるとの意思を要道と云

廣至徳章第十六 君子の至徳
 廣く至る徳の章第十六

子曰君子之教以孝也非
 孔子の教は孝に在り

家立而曰見之也 孔子のたま
 けり先

首陽山中

伯夷 叔齊



漢の

張良



王の孝をりつて天下の民をわしむ必ずし家
 々に行きいこりて日を見し説にいそのい
 次に述べ 教以孝所以敬天下
 之為人父者也 前に説たるが
 ことく先代の立

て教へのごとく天下の父たるものをマも
 所以をいしむこれ 千列人説ふの意なり
 教以弟所以敬天下之為

人兄者也 弟順の教元を立ちて天
 下の人をのれいを敬まふ
 教以臣所以敬天下之為

人君者也 臣たるの道を立たまい天
 下の人をのれいを敬するゆ
 へんをい 詩云愷悌君子民之
 るたり

父母 詩い詩紅大雅篇中の詞よりうくの
 ことくあれは人民は君子をいりうの
 く思ふなり君子は老をたつとびて幼を恵く
 忠愛の心あるゆへに父母のことくゆへに

詩をもつてこれを 非至徳其孰
 いうにかなり

能訓民如此其大者乎の如
 く上り徳をもつて施しなば人民り又その
 徳に化してなつくなり斯れことく廣大な
 る恵を孝徳ある人、孰れうよく
 行なひ易しと思へるなり

應感章第十七 物にふく感ある
 ととき自然にそれ
 に答へるといふ説き一章なり

子曰昔者明王事父孝故



小野草
 孝心厚く
 自薪水の
 勞を盡し
 父母を敬
 愛に



さねに
 乃ちて又れば
 けふりたる民の
 派はひにたれ

事天明事母孝故事地察

昔の明王ハ父母につくふること孝の至極
道をつくふたむふ之れによつて天地につくふ

こと明察なり父ハ長幼順故上
天なり母ハ地なり

下治先王第順の道をつくふまは長幼
これに順和九族をつまはつてよく治まり

故に上下人民もこれに化してよく治まり
けるなり

天地明察鬼神章矣

天地につくふる度誠この道をつくふ事
ふかにする由に神の感應は國ハも

かに年ハ禍さす故雖天子必有
尊也言有父也必有先也

言有兄也必有長也
といへども其うへに尊とふべきもの父あり
又とぎんするもの兄あり臣といへども徳あり

年長したる宗廟致敬不忘親
もの長とに

也修身慎行恐辱先也
祖宗廟堂の祭りにいまはごとき敬を
いさはしこれ其親を忘れざる為めなり

これ孝道なり其の身を脩めつゝむいこれ恥
を先祖へのことごとくを恐れはなす

宗廟致敬鬼神章矣
宗廟の

至つて誠をつく極めて敬をつく
故に神の感應ありてはる

孝弟

之至通於神明光於四海



神功皇后

三韓退治

匈奴屈伏
して羣衆に



吳王をいさめて
伍子胥兩眼を
抉出して東門
にかけんといふ

亡所不暨

孝弟の道をつくすゆへに其の神祇にま

て通ふその徳四方に聞へ暨詩云自

東自西自南自北亡思不

服 武王の孝心の徳天下

廣揚名章第十八 孝道廣く名

子曰君子事親孝故忠可

移於君 家にして孝なるもの官に

弟故順可移於長 家にして弟なるもの官に

居家

居家

理故治可移於官 家事をま

於内而名立於後世矣 斯の

是以前成

闈門章第十九 闈門ハ小き門

子曰闈門之内具禮矣乎

闈門ハ小き門

闈門之内具禮矣乎

闈門之内具禮矣乎



本問資貞が

一子資政討死



孔子のくまなく礼の家内に具
はり後民に及ぶべきなり
嚴親嚴

兄 親につらうるを第一嚴重つと
妻

子臣妾繇百姓徒役也
次に妻よ

子へ子より臣僕婢妾へと次第にめぐむ
民をいさゝり治めて徒役に召使ふことくなる

諫争章第二十
諫めるも争ふも時
に依て、孝とさる

曾子曰若夫慈愛龔敬安

親揚名參聞命矣敢問子

從父之命可謂孝乎
曾子乃
敬



愛の道親をいんとにむること又名をらげ孝
の終との致へを嘗て受けし父の命
令するところを何変にてりたうを
もつて孝とをべきことなきりて問ふ

子曰參是何言與是何言

與言之不通邪
孔子戒めて曰く
これ何を言や

も一父の非なことにてりすくこれに
従ひ父を不義におといると不孝せ
んはんなり何あへに理を推致めずして言
ふことの通うせざるやとなり

昔者天子有争臣七人雖

亡道不失天下
此の諫臣七
人なり大師大傳

大保、前疑、後惑、左輔、右弼、等天子
側くして天子非らざるを諫正



平重盛
父清盛を諫む

さるの官なり天子道をよく諫めたりたへば天下安穩なり若くはいさめに従かざれば其国をろぶ天子にこの七人の臣なりれば大凡非道のことなりともし天子を亡失すにいとくは

諸候

有争臣五人雖亡道不失

其國候伯に諫め臣五人のつとをいへば

孤郷なり大夫有

争臣三人雖亡道不失其

家大夫に諫め臣三人のつとをいへば

相宗若側室を云ふなり士有争

友則身不離於令名人の交

信を守り善を責るの人つて其の人の

其身の過失亡道を諫さむるとき其身

そのいさめに従かへば父有

争子則身不陷於不誼父子

孝順をもつて事ふといへども

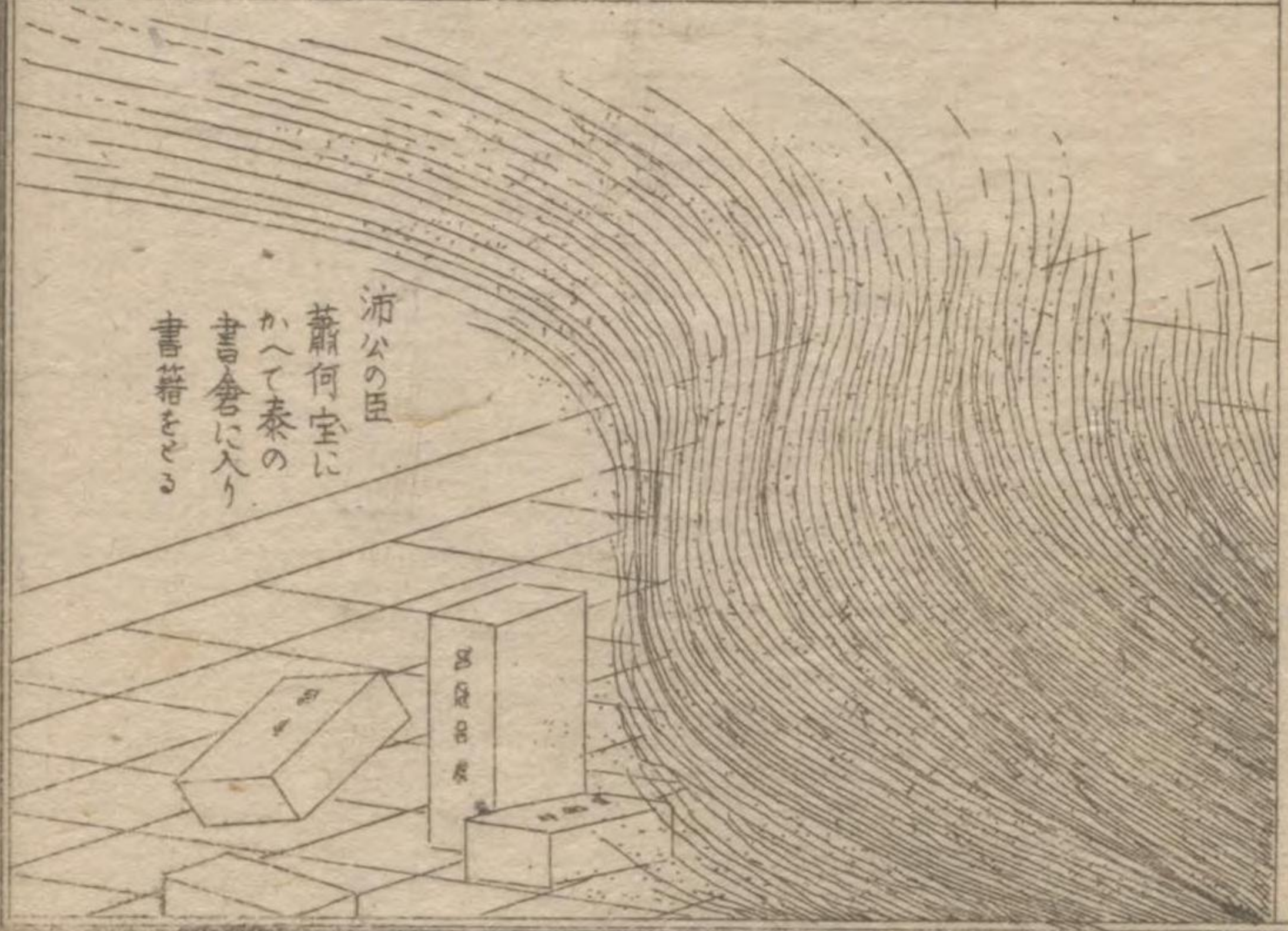
色を見てあると諫むべし

怒りて策ちつといへども少くも怨むべ

不孝なり已むことを得に

一たび父を捨るにのびざるなり

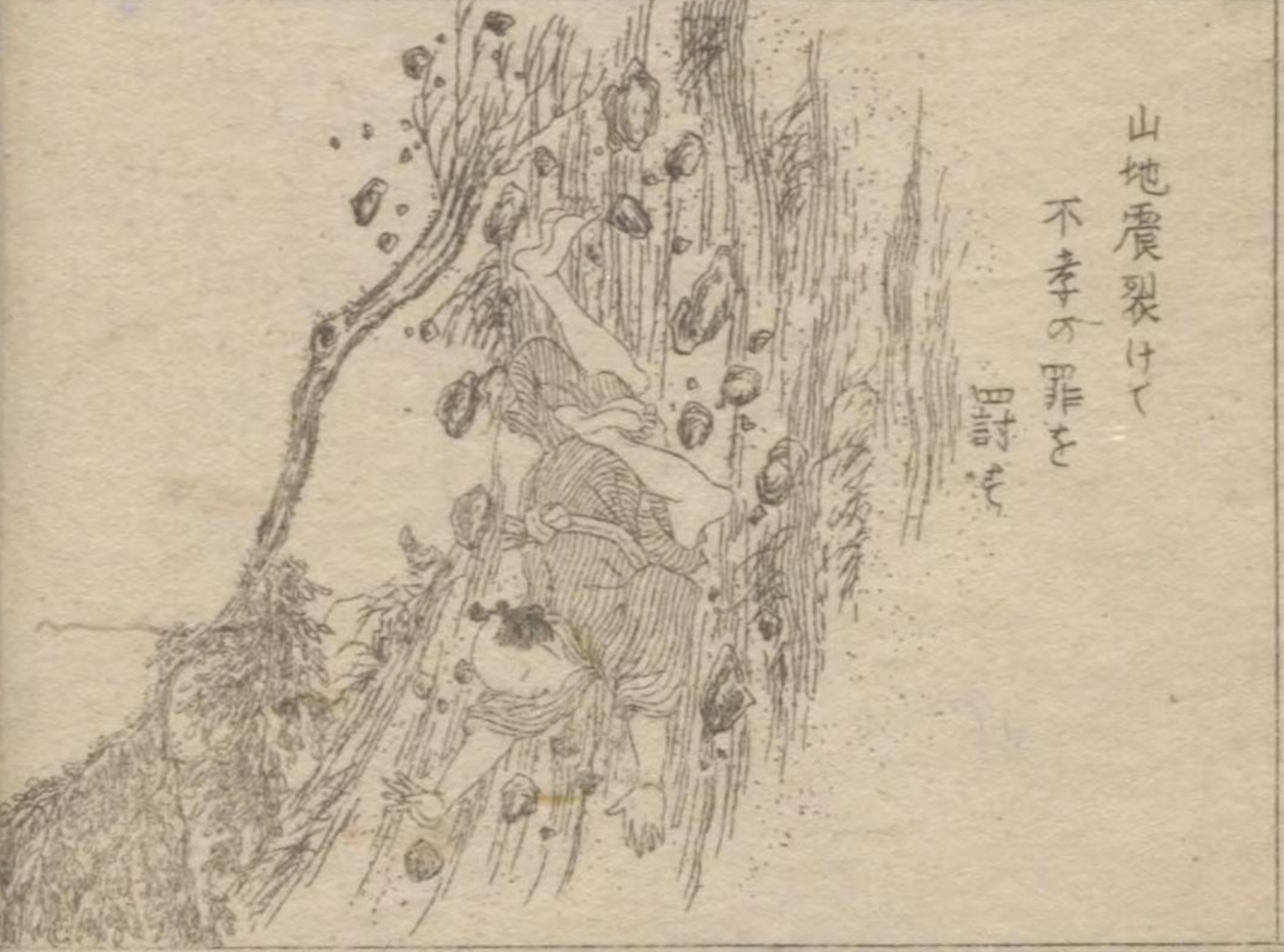
故當不誼



則子不可以不爭於父臣
 不可以不爭於君（父に義のことに争ふ）
 るときは子たるもの諫めざるべからず君
 のけしきことあるときは道をもつて諫む
 るハ臣の道なれば必ず
 故當不誼
 則爭之從父之命又安得
 為孝乎（君父の命に背くは孝のことに非ざる）
 るときは必ず諫むるをもつて
 孝とするべきなり

事君章第二十一 忠臣孝子の君に事ふま

つふを述べたる章なり



子曰君子之事上也進思
 盡忠退思補過（君子は徳の君の名をり上朝廷に出て己がのけしきりし思の道をつくれば又衆にへりて他事を君の御身に過失とみれば思ふ）
 將順其美（この君子たるもの上につくまつるの道なり）
 匡救其惡（君なるをて行なひの善をそのけしきを正し）
 故上下能相親（臣たるもの其れに事ふべし又君に事いて悪しき行をひらげ飽きてそれをすくい）



也 君明らうにして能く諫めを用い臣は忠にしそよくのけり 敬國ん上り

いつまゝくくしてのち万民愚沢を 詩云 ふじりどもに幸福をうくるものなり

心乎愛矣遐不謂矣 詩經小雅篇中

に侍り臣の心に君を愛せば其身たとへ 忠 遠方に在といへども遠くをせざるべし

心臧之何曰忘之 心中忠に臧して君を

思ひたてまつるを何日忘るべきの理ありとぞ

喪親章第二十二 親の喪に在る

子曰孝子之喪親也哭不

依禮亡容 孔子云孝子たるもの親の喪に在るときは

を見るにやげること依めなき礼を齊ぶそ

るの心なりこれを礼法の容ちなりといふなり 言不文服義不安聞

樂不樂食旨不甘此哀戚

之情也 孝子の心悲哀にたえん父母

の情にやげることいへども忘れぬる

さゆへにかくのこととなり言語ることわ

うるまじうに衣服の美麗なるを善く音

樂を聞けども樂しと思はば口に音きら

いひをまへばとなりこれな哀しみのこ

とにふうき実情あるさゆへ 三日而 食教民亡以死傷生也 昔古



楠正成



宰相 清忠

竈をうちたふちたりしれによつて鄰人氣
をうけて粥などを炊てこれを送くり食く

せしむなり先王制作して子たるもの心
ハ誠に斯くたるべきことなりと又生を傷害

ふこいふも是れまじき事なり其
の法を立て給ふて三日の後ハ食をな

べきこと道ちにうなふよ
をありへたまいなり

此聖人之正也
父母の哀なり身を
捨むるときハ身

瘠体傷をひて性質をめつるに至るべ
是れまじき事なり其正なり

喪不過三年示民有
を制する

終也
父母の哀戚子たる者におるて誰れ
も甲乙あるべらんや捨ておくときハ

喪中ハつぎの限ぎりあるべらんといへ
とも聖人之を制して三年ハ

免そ人生れて三年にして父母の懐ころ
を免るるといふよりこれを制したるより

為之棺槨衣衾以舉之
此如

礼をいさし棺といつて尸ハ柩を入れるもの
又槨といつて棺のうらまいとを造り又衣と

いつて尸ねにうらまひむるきぬと衾といつ
て衣の上をきぬにて縫ひ帯びをつけてこふむ

うむる兩てかハ柩をうけて尸ハ柩を棺槨
にかぎめをくへ

陳其篋篋而哀戚之
篋篋と

の道具なり黍稷をうらまひきよめて而して之を
器にあり陳列ねて哀戚の礼をなすこになり

哭泣擗踊哀以送之卜其
泣く踊る哀を以て送るに卜する

宅兆而安措之
宅兆を見おく



平の貞後の妻
夫の別れを悲
しむる自害に

を記るせしなり胸を擗ち哀しきなげくなり
まじ土地をえしと兆しと宅とをトちなして
其清浄なるところに安んじ定ためて措くことな

為之宗廟以鬼享之春秋

祭祀以時思之

の涙ることありてのちノの福いともなるべ
きやとあり鬼とい人の死やたるをいふなり三
年の喪終りてそののちに至りて嘗て人ハ御宗
の廟堂を建庶人ハ今の坐敷の清きところ
に神位をもちけて祭りをあはひけり是れ則
ち鬼神これを受け給りうといふなり春秋ハ
四季の祭祀にて孝心を父母を思いたてまつる
なり

生事愛敬死事哀戚

子たるの
道はるに

外なり父母の存生せしときハ父敬を以てつ
つ一死去給ふのちに哀戚を尽すべきことなり
實に人間の大本生民之本盡矣

人をすべて生民といふなり其身の立つること
この道備はり盡るといふことなり

死生之誼備矣

父母死せしちハ
四時の祭りを務む

父母存生せしちハ孝をもちて事ふ

孝子之事終矣

斯くのことくによ
孝道之事終り實に

人たるものは是非この書を読んすんはつべから

繪本孝經略解 畢



東京府士族

編輯人 堀 中 徹 藏

本所區綠町一丁目四十七番地

全 平民

出版人 大 川 新 吉

日本橋區橋町三丁目十一番地

全 平民

同 近 藤 清 太郎

本所區石原町 廿三番地

定價拾八圓

明治十六年四月十九日御届

同 八月 出 板

